

第 2 回 藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 26 年 2 月 13 日（木） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 10 分

場 所：藤枝市役所 5 階 大会議室

議 事：（1）子ども・子育て支援新制度における利用者希望把握調査の中間報告
について

事務局：【資料 1】調査期間は平成 25 年 11 月 14 日から 12 月 10 日まで。調査票の発送数は 1,500、回収数は 849 件、回収率は 56.6%。回収した調査票は、昨年末に民間コンサルタント会社に分析業務を委託し、単純集計した結果が 1 月末に中間報告として報告され、主なものを抽出して報告する。

問 7 「子どもの面倒を見てくれる人はいるか」は、日常的に或いは緊急時に面倒を見てくれる人がいると回答したのが 8 割程度あり、一方で、面倒を見てくれる人がいないと答えた人が 78 人いた。

問 8 の内、「気軽に相談できる人がいない」が 10 人いた。

問 9 「必要とする活動や場所」の回答数が多いものは、「同世代の子どもが交流できる場所」が最も多く、次いで「不意に外出時に預かってもらえる場所」だった。

問 10 「父親と母親の就労状況」は、父親はフルタイム就労が多く、母親の場合は、「昔は働いていたが現在は無職である」が一番多かった。

問 10-2 の母親の就労意欲については、就労意欲があるとする回答が 261 人・69%あり、注目すべきは「すぐにでも、もしくは 1 年以内に働きたい」と回答した人が 87 人・23%あった。

問 11-1 「平日の教育・保育施設の利用状況」は、幼稚園を利用して
いる人が最も多く、続いて認可保育所であった。

問 12 「定期的に利用したい平日の教育・保育事業は」は、幼稚園が一番多く、続いて幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園の順番。この結果から、幼児教育を受けさせたいと考えている保護者が多く、特に、認定こども園は、実際の利用者は少ないものの、利用したいと考える人が 192 人おり、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園を望んでいることが結果に表れた。また、認証・認定保育施設は本市にはないが、家庭的保育や事業所内保育なども含めて、小規模な保育施設も望んでいるという結果であった。この設問の結果は、今後の事業計画を策定する上での基礎資料となる。

問 1 4 「地域子育て支援事業を利用しているか」は、本アンケートの結果においては、「利用していない」が 5 7 8 人・6 8 %。

問 1 5 「地域子育て支援事業の今後の利用見込みについて」は、「利用していないが、今後利用したい」「利用を拡大したい」という回答もあったが、「新たな利用、利用の拡大は無い」という回答が 4 8 7 人・5 7 %で、後ろ向きな回答が前向きな回答を上回った結果であった。

問 1 7 - 1 「土曜日の幼稚園、保育所等の利用希望について」は、「利用する必要はない」という回答が多く 6 8 %で、次の日曜日・祝日の利用についても同じような傾向で「利用する必要はない」が多かった。土曜日や日曜日に利用した理由としては、「月に数回仕事が入るため」「平日済ませられない用事を済ませたい」が多かった。

問 1 8 「夏休み・冬休み等の幼稚園の利用希望について」は、「利用する必要はない」が 3 3 %に対して、「ほぼ毎日利用したい」「週に数回は利用したい」と回答したのが 2 3 7 人・6 4 %であった。

問 1 9 「子どもが病気で、幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあったか」は、「あった」が 4 5 0 人・7 5 %あり、その対処方法としては、「母親が休んだ」が圧倒的に多かった。

問 1 9 - 1 「病児・病後児保育施設を利用したいと思ったか」は、「利用したい」という回答もあったが、「利用したい」とは思わなかったが 1 6 1 人・6 1 %であった。その理由は、「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安である」という回答がトップで、「利便性が良くない」「利用料がかかる」が続いての理由であった。

問 2 0 「保育所の一時預かり等の利用状況」は、「利用していない」が多く、今後どの位利用したいかの間では、「利用したい」が 4 8 2 人・5 7 %、反対の「利用する必要はない」が 3 3 7 人・4 0 %であった。

問 2 3 「小学校就学後の放課後の過ごしせ方について」は、「自宅」が最も多く、続いて「習い事」「その他の公園・外遊び」でした。

問 2 4 「小学校高学年になった時の放課後の過ごしせ方について」は、これも「自宅」と「習い事」が多い結果でした。

問 2 5 - 1 「土曜日の放課後児童クラブの利用希望について」は、「利用する必要はない」との回答が最も多かった。

問 2 5 - 2 「日曜日の放課後児童クラブの利用希望について」は、これも「利用する必要はない」が最も多く、続く「夏休み・冬休み等の放課後

児童クラブの利用希望について」も、「利用する必要はない」が最も多い回答であった。

問 2 7 「健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みについて」は、いずれの制度を知っていた人と「知らなかった」と回答した人が、ほぼ同数であった。

問 2 8 「父親の育児休業の取得状況」は、「取得していない」が圧倒的に多く、一方、母親については、「取得した」が 2 3 5 人・2 8 %。その内、育休からの復帰時期については、「希望どおり」が 1 1 6 人・6 2 %。「希望より早く」が 5 2 人・2 8 %。「希望より遅く」が 1 8 人・1 0 %であった。希望より早く復帰した理由は、「希望する保育所に入るため」が多く、逆に遅くした理由は、「保育所に入れなかったため」が多かった。

問 2 9 - 1 「地域における子育て環境や支援への満足度」は、「満足度が低い」「やや低い」の回答数が、「満足度が高い」「やや高い」を上回った結果であった。

問 2 9 - 2 「子育ての楽しさについて」は、「子育てが楽しい」という回答が比較的多かったことは、良い傾向である。

問 2 9 - 3 「子育ての負担感について」は、子育てを負担と感じている保護者もいるという結果であった。

問 3 1 「教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関して」の自由意見では、一番多かったのは公園に関することであった。次いで子ども医療費に関すること、保育所や幼稚園の保育料に関することが続いていた。保育所入所不承諾への不満であったり、幼稚園、放課後児童クラブに関することもあった。反対に、「特になし」や「現在のままで良い」とする意見もあった。

事務局：【資料 2】続いて、放課後児童クラブにおいては、平成 2 7 年度より対象年齢が小学 6 年生まで拡大するため、本体の小学校就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査と合わせて、別に、放課後児童クラブ入会児童の保護者に対し、ニーズ調査を実施した。調査対象は、放課後児童クラブに入会している児童がいる全世帯 6 2 4 世帯を対象に調査票を配布し、5 1 8 世帯が回答し、調査票の回収率は 8 3 . 0 %であった。調査結果の主な調査項目のみ報告する。

問 3 「小学校低学年の放課後の過ごし方」は、放課後児童クラブの次に「習い事」が 3 0 . 7 %、「自宅」が 1 7 . 2 %と続き、問 4 では同様な項

目に対して小学校高学年の放課後の過ごし方の希望を調査したところ、問3の低学年と比較すると「放課後児童クラブ」は60.6%と減少し、「習い事」が45.4%、「自宅」が39.6%増加した。

問4「平日に何時まで預けたいか」は、「18時以前」が86.3%、「18時30分」が5.7%、「19時」が6.7%となっている。

問4-2「何年生まで児童クラブを利用したいか」は、「6年生」までが48.1%、「4年生まで」が26.1%、「5年生まで」が12.1%と続いた。

問5(1)「土曜日の利用希望」は、「利用する必要がない」が70.3%、「低学年まで」が11.2%、「高学年まで」が14.3%となっている。

問5(2)「日曜・祝日の利用希望」は、「利用する必要がない」が84%となっている。

問6「長期の休暇期間中の利用希望」は、低学年、高学年合わせて、「利用したい」が92.9%となっており、「利用したい時間帯」では、朝方の開始時刻が、「8時以降」が69.6%、「7時30分」が22.7%となっている。

なお、「長期の休暇期間中の朝方の開始時刻」は、現行は8時だが来年度より7時30分とする予定。同じく問6「長期の休暇期間中の利用希望、利用したい時間帯、夕方の終了時刻」は、「18時以前」が85.9%となっている。

問8「全体的な満足度」は、5点満点中4と5を付けた方が合わせて70.5%となり、満足度の高い結果となった。

問7、今後の利用希望を3つ以内で答えていただいた結果は、「利用できる学年を高学年まで延長してほしい」が66.2%、次に、「長期休暇中の朝方の開始時刻を早くしてほしい」が49.2%、「夕方の終了時刻を遅くしてほしい」が43.8%と続いている。

今後の予定としては、本体の小学校就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査結果での量の見込み、放課後児童クラブニーズ調査結果も合わせて精査する中で、藤枝市の放課後児童クラブの基準についてもご検討、ご協議をいただきたいと考えている。

委員長：ニーズ調査結果の中間報告を受けて、委員の皆様からそれぞれ感想をいただきたいので順番にお願いします。

委員①：問9の「悩みを聞いてもらえる場所」を求めているのが369人という結

果で、悩みの大小はあると思うが、多くの方が悩みを抱えているという現状を知った。放課後児童クラブについても、6年生まで利用させたいと思う保護者が多くいるが、これは保護者の思いであって、子どもが小学校高学年になったとき果たしてどうなるのか、気になるところであり、もしも実際に6年生までとなった時は、すべてを受け入れることはできるのか。安全面や指導者の確保など、受け入れる側の課題があると感じた。

委員②：保育所などの施設の土・日曜日の利用希望については、利用を希望しない人が意外と多いなという感想で、児童クラブについては、やはり子どもの想いを大事にしてあげてほしいと感じた。また、病後のお子さんを他人に預けなければならない母親の気持ちを考えていく必要があると感じた。

委員③：保育所での一時預かりは、保育する部屋に余裕がないため、一時預かりを受けることができず、その辺りが数字に表れていると思う。

土・日曜日の需要が多くいるのかと思ったが、意外と少ない結果であった。私の園では土曜日の利用者が多くおりますので、このアンケート結果とは少し違う状況ですが、いずれにしても土・日曜日に勤務している人もいるわけですので、その点をどこまで考慮するのか気になった。

委員④：土・日曜日の保育需要や病児、病後児保育の保育需要が予想とは違っていたが、土・日曜日は家族と過ごされていることは喜ばしいことと思った。放課後児童クラブについては、大多数の人が、終了時刻は現状のままで良いとするものの、一部には、始めと終わりの開所時間の延長を求めていることが気になった。私自身が関わっている分野で、気軽に相談できる場所が無いという意見が多くあったことは驚きであり、今後頑張らないといけないと感じた。

委員⑤：放課後児童クラブについては、小学3年生までの子どもで定員オーバーの状況の中で、平成27年度から小学6年生までに拡大することが本当にできるのだろうか。方法とすれば建物の増設が考えられるが、指導員の確保の課題もある。保護者は入れたいと思っても、子どもの気持ちはどうなのかなどと考えると、本当に小学6年生までの需要があるのか不安に思った。

委員⑥：土・日曜日の利用希望については、私は皆さんとは反対で、こんなにもいるのかという感想です。

委員⑦：育児休業からの復帰時期が、保育所の入所決定によって左右されているようなので、そのようなことが無いことが望ましいと思う。また、子育てが楽しいと思う人もいる反面では、子育てが楽しくないとか、気軽に相談で

きる人がいないという方もおり、不安を抱えていると思うので、そういった点を考える必要があると思った。

委員⑧：子育てをしたいというより働きたいという方がすごく多く、さらに保育所など、子どもを預かってくれる施設を充実させなければならないと感じた。

委員⑨：アンケート結果から、幼児教育を受けさせたいと思う親が多かったのですが、保育園を利用したとしても、親は、子どもの教育ということは考えていると思う。また、土・日曜日の利用希望が少なかったことは、子どもの事を考えているからこそその結果であったのではないのでしょうか。

委員⑩：問7の「子どもの面倒を見てもらえる方がいない」とする方が78人もいるということですが、これはどういう人達ですか。

事務局：現段階では、78人の詳細は把握しておりません。今後、最終報告があがってまいりますので、その中で明らかになると思います。

委員長：これは想像ですが、引っ越してきて間もない方だと、知り合いがまだ少ないので、子どもを預けるまでの関係ではないので、いないという回答になるかもしれませんよね。

事務局 この点につきましては、次回の会議でお答えしたいと思います。

委員⑩：放課後児童クラブのことですが、長期休業中は7時30分から開所することになるのですか。

事務局 来年度からは7時30分開所となります。

委員⑪：全体的に回収率が低いと思うがいかがか。そして、公園に関する要望が多いが実際には公園で遊んでいる子どもは少なく、グランドゴルフなどを利用する老人公園になってしまっている。

事務局：回収率については、60%程度あれば意見を反映できるとされております。

また、児童クラブのアンケートにつきましても、アンケートの配布を手渡しで行ったのですが、回収率は80%台でありました。

委員⑪：回収率は60%程度で良いという回答でしたが、その考え方はどこからくるのですか。

事務局：市の企画政策課で様々なニーズ調査を実施しておりますが、60%あれば反映できると聞いております。

委員長：郵送での方法ならば、40%の返信があれば良い方であると言われておりましたので、ニーズを把握するために必要とするサンプル数を試算し、回収率を考慮した上で、調査票の発送数を決めていくというやり方が一般的だと思います。従いまして、事務局も必要サンプル数が得られたというこ

とで60%でも反映できるということだと思います。

委員⑫：今後、この資料を参考にして、子ども達にとってよりよい施策が出されることになればと思う。

委員⑬：幼児教育のことを考えている方が多くいるという結果ではありましたが、幼稚園の就園率は県内でもトップクラスですので、その辺りが影響したかと思いますが、親御さんたちは、子どものことを大事にしているなという印象です。東京都では、待機児童が大勢いるということで、その解消に向けて施策を打つようですが、藤枝市でも同じように困っている人はいるとは思いますが、首都圏とまったく同じ状況ではないかと思しますので、世論や数字だけで判断するのではなく、この調査結果はすごく貴重なものであるので深く読み取り、藤枝市にとってより良い施策が打ち出せればと思う。

委員長：いろいろな意見をありがとうございました。どうしても、数字が多いところに目が行きがちだが、数字が少ないところにも配慮すべきで、9人しかいないと思うか、9人もいると思うのか、数字の読み取り方が気になるところである。また、放課後児童クラブについても、小学6年生まで拡大ということだが、親の希望と子どもの気持ちをどのように配慮していくのが大事だと感じている。

委員：幼稚園は教育要領で、保育所は保育所保育指針に基づいて保育を行っていますが、ここで言う「教育」とはどちらも同じで、生きていく力を付けるということですので、読み書きといった勉強ではありません。生きていくための力をつけていく施設が幼稚園であり、保育所であるということです。

議 事：(2) 地域型保育事業について

事務局：地域型保育事業につきましては、保育の量的拡大や確保の方策の一つとして、市町村が認可基準を定めた上で実施するものです。本市としましては、この地域型保育事業を待機児童解消のためだけの事業ではなく、子どもと保護者の安全・安心にも充分配慮する中で取り組んでいきたい。

地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの総称で、新制度においては地域型保育事業と呼んでいる。

これらは児童福祉法に位置付けられ、市町村が認可基準を設けた上で実施する。認可を受けた施設に対しては、地域型保育給付が支給される。

認可基準は、資料に記載のとおり、国が定める基準を踏まえて、市町村

が条例でその基準を定める。条例の制定時期は、本年6月の市議会に上程したい。上程に当たっては、この子ども・子育て会議の議題としたいと考えている。次回の4月に開催予定の第3回子ども・子育て会議の議題となる。続いて、地域型保育事業の国が定める基準について、現段階で国が公表している資料を説明する。

はじめに、家庭的保育事業は、本市は他市に先駆けて本事業に取り組んでおり、現在11箇所、家庭的保育補助者を含めた保育者22名、保育している児童は54名。家庭的保育事業の職員数・資格要件は、保育者の養成研修を修了した者を、市長が認める者ということですが、新制度においても、現行制度を踏襲する形になっている。続いて、設備・面積基準は、現在、子ども一人当たり3.3㎡以上という基準ですが、保育者の基準と同様に、面積基準についても、現行制度を踏襲し、子ども一人当たり3.3㎡以上という基準が示されている。次に、給食については、資料では外部搬入可能と記載されておりますが、本市においては、弁当持ちを基本とし、一部外部搬入を認めている状況です。新制度においては、子どもの健全な成長のために、基本的には自園調理をし、それを提供することが示された。このことについては、大きな変化ですので、現在活動している家庭的保育者と充分協議をする中で、家庭的保育事業を推進していきたいと考えている。次に、連携施設についてですが、これは、現在も連携施設が存在し、家庭的保育者に対する様々な支援を行っているところであるが、新制度においては、保育内容の支援の他に、卒園後の受け皿を担うことが追加された。このことは、保育所や幼稚園との調整が必要になるため、今後、各園との協議をしていきたいと考えている。資料の67ページ以降に、家庭的保育者養成研修の具体的な内容の資料が添付されている。

続いて、地域型保育事業の2つ目、小規模保育事業は、6人以上19以下の保育施設のことで、国ではパターン1から3までの類型を想定し、それぞれのメリット、デメリットを整理した上で、国の方針としては、パターン3を基本としており、その中に、A型、B型、C型を設定し、それぞれの基準を設けることになった。A型は、認可保育所の分園に近い形で、B型は現在の認可外保育所からの移行が想定され、C型は、家庭的保育事業の拡大版である。新制度での特徴的な所が、歳児別の基準に対して職員1名を加配するというもので。これは、保育の質の向上を安全性の確保を目指すものである。次に、設備・面積基準は、一人当たり3.3㎡以上と

する基準で、2歳児以上に対しては、屋外遊技場の面積基準が設けられている。次に、給食は、家庭的保育事業と同様に、自園給食が基本となっている。現在、市内には15の認可外保育所があるが、自園給食を実施しているのは、2～3園程度で、この部分のハードルが越えられるかが、大きな課題である。次に、連携施設は、家庭的保育事業と同様に、連携施設の設定が求められており、保育内容の支援と卒園後の受け皿の受け手について、今後協議する。

続いて、事業所内保育事業は、現在の職員数などの基準は、認可保育所と同等であるが、新制度においても、20名以上の事業所内保育は、認可保育所と同じ基準が継承され、19人以下の事業所内保育は、小規模保育事業の基準と同等です。次に、設備・面積基準については、職員数などの基準と同様に、定員規模によって、基準が定められている。次に、給食については、現在のところ、外部搬入可能ですが、新制度においては自園給食が基本となり、連携施設についても、連携施設を設定することになっている。

最後に、居宅訪問型保育についてですが、これはベビー・シッターのようなもので、本市での取り組みは現在ありませんが、新制度においては制度化され、その保育者については、家庭的保育事業と同様に研修制度があり、修了した者であることが示されている。次に、面積・設備基準については、本事業は子どもの家庭に伺うものであることから、基準の定めはなく、給食についても、保育者の給食の提供はない。最後に、連携施設については、特段設けないことになっておりますが、必要に応じて市町村が調整するという事になっている。

地域型保育事業の4事業の認可基準については、今後さらに詳しい内容が公表されると思われるので、その情報に注視し、条例制定に向けて準備を進めていく。

委員長：何か質問等がありましたらお願いします。

委員：面積基準については、保育所と同じように有効面積なのか、幼稚園と同じような書類上の面積で良いのかどちらですか。

事務局：保育所と同じ考え方ですので、有効面積で判断します。

委員：事務局から説明を受けましたが、すべてが理解できていない。今後は、もっと分かりやすい資料の提供をお願いしたい。なぜなら、今後基準条例制定に向けて、私たちが判断しなければならない。そこは責任があり、いい

加減な判断はできないと考える。

委員長：この国の資料自体が1月下旬に出てきたということですので、次回の会議までに資料が随時出されるということですので、アナウンスすることがあれば、郵送等で構いませんのでお願いします。

【委員研修事項】

事務局：子ども・子育て支援新制度について 第1回会議資料5にて説明

【その他】

事務局：平成26年度のスケジュールについて 別添資料にて説明

終了時刻 17：10